

流山市地域脱炭素 重点対策加速化事業費補助金

流山市の脱炭素化を加速させることを目的として、

市内事業者から再生エネルギー設備の設置・導入や断熱改修を行った方に対し、費用の一部を補助します。
また、既存の市補助金である「流山市住宅用省エネルギー設備等脱炭素化促進事業補助金」等も併用可能です。

- お問い合わせは市ホームページをご覧くださいから、お願いします。

申請期間

令和8年7月21日(火)～令和9年2月26日(金)(必着)

※予算額が上限に達した場合は、申請期間内でも受付を終了します。

対象者

個人 / 市内で事業を行う法人または個人 / PPA 事業者またはリース事業者

※各対象者に要件があります。

補助対象事業・補助金額・上限額

※各補助対象事業に要件があります。

補助対象事業	補助金額(千円未満切り捨て)	上限額
自家消費型 太陽光発電設備(※1)	発電出力(KW)×7万円	35万円
事業所用自家消費型 太陽光発電設備(※1)	発電出力(KW)×5万円	110万円
蓄電池(※2)	総事業費(※3)×1/3 (ただし、総事業費を容量(kWh)で除して得られる額が、14万1千円を 超える場合は、14万1千円に当該容量を乗じて得られる額)	37万6千円
業務用蓄電池(※2)	総事業費(※3)×1/3 (ただし、総事業費を容量(kWh)で除して得られる額が、14万1千円を 超える場合は、14万1千円に当該容量を乗じて得られる額)	85万3千円
太陽集熱器	総事業費(※3)×2/3	20万円
断熱改修	総事業費(※3)(玄関ドア以外)×2/3 + 玄関ドアの総事業費×2/3	240万円
断熱改修(※4)	総事業費(※3)(玄関ドア以外×49/72 + 玄関ドアの総事業費×49/72	245万円

(※1)接続供給を行わない(FIT(固定価格買取制度)の認定を受けていない)ものが対象

(※2)蓄電池は、本補助金の交付を受けた自家消費型太陽光発電設備に付帯しているものが対象

(※3)設置・改修に係る工事費、設備費、業務費及び事務費の総額(税抜き)

(※4)令和8年度中に流山市木造住宅耐震改修助成事業の交付決定を受けている場合

流山市が実施する既存市補助金と併用できる場合があります！

〈例①〉既存住宅に自家消費型太陽光発電設備(HEMS 含む)と蓄電池を設置した場合の最大補助金額

本補助金 72 万 6 千円 + 既存市補助金 24 万円(併用) = **96 万 6 千円**

〈例②〉新築住宅に自家消費型太陽光発電設備(HEMS 含む)と蓄電池を設置した場合の最大補助金額

本補助金 72 万 6 千円 + 既存市補助金 19 万円(併用) = **91 万 6 千円**

〈例③〉断熱改修と耐震改修を行った場合に、窓を断熱改修の部位としている場合の最大補助金額

本補助金 245 万(耐震改修併用) + 既存市補助金 16 万円(断熱窓のみ) = **261 万円**

※上記は一例です。本補助金と既存市補助金のそれぞれに補助対象事業、補助要件等があります。

申請書類

流山市地域脱炭素重点対策加速化事業費補助金交付申請兼請求書(第 1 号様式)と併せて、以下の必要書類を提出してください。(※第1号様式は市 HP からダウンロードできます。)

全事業共通	(1)市税に滞納がないことが分かる書類(市税の納付状況について公簿等で確認することについて同意した場合及び申請日において市税が課されていない場合を除く。) (2)領収書等再エネ設備を市内事業者から購入していること又は断熱改修の工事請負契約を市内事業者と締結していることが分かるもの (3)申請者が法人の場合、市内で事業を行っていることがわかるもの(登記事項証明書、HP の印刷等) (4) 再エネ設備が設置または導入されていることがわかる写真(断熱改修は除く) (5) 再エネ設備を設置した住宅もしくは事務所または断熱改修を行った住宅の登記事項証明書 (6)併用した補助金等がある場合は、当該補助金の交付決定通知の写し
太陽光発電設備	各補助対象事業で提出書類が異なりますので、市 HP をご覧ください。
蓄電池	
太陽集熱器	
断熱改修	

申請方法

〒270-0192 流山市平和台 1-1-1 流山市役所第1庁舎3階環境政策課
窓口または郵送(出張所では受付していません。)

※郵送の場合は必着。書類が到着した日の窓口受付終了後の受付となります。

※すべての提出書類に不備・不足等がないことを市が確認できた時点で受付となります。

TEL ☎

04-7150-6083(直通)

市ホームページはこちら⇒

ID:1051549

